

防人1第4723号  
13. 6. 8  
改正 防人制第61号  
19. 1. 4  
防人計第8444号  
19. 8. 31  
防人制第7922号  
20. 6. 27  
防人計第10394号  
23. 8. 30  
防人計第9979号  
24. 7. 27  
防官文(事)第18号  
27. 10. 1  
防人計(事)第57号  
29. 3. 27

長官官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
統合幕僚会議議長 殿  
技術研究本部長  
契約本部長  
防衛施設庁長官

事務次官

防衛省の任期付隊員の採用手続等に関する訓令第8条第2項  
に基づく防衛大臣の定めについて（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

添付書類：別紙

(構成)

第1 任期付隊員採用計画評議委員会(以下「委員会」という。)は、委員長及び次に掲げる委員をもって構成する。

大臣官房秘書課長  
防衛大学校総務部総務課長  
防衛医科大学校事務局総務部総務課長  
防衛研究所企画部総務課長  
統合幕僚監部総務部人事教育課長  
陸上幕僚監部人事教育部補任課長  
海上幕僚監部人事教育部補任課長  
航空幕僚監部人事教育部補任課長  
情報本部長の指定する課長  
防衛監察本部総務課長  
地方防衛局総務課長  
防衛装備庁長官官房人事官

2 委員長は、人事教育局人事計画・補任課長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する者が委員長の職務を行う。

(会議)

第2 委員長は、会議を招集し、その会議を主宰する。

(評議内容)

第3 委員長及び委員は、公務の公正性を確保し、任期付隊員制度の適正かつ円滑な運営を図るため、自衛隊法第36条の2各項の規定に基づき、任期付隊員を採用しようとする機関等の長が作成した採用計画について討議する。

(関係職員の出席)

第4 委員長は、採用計画の評議に必要なときは、あらかじめ指名する隊員に対し、会議に出席させ意見を聞くことができる。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、人事教育局人事計画・補任課において処理する。

(雑則)

第6 委員会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。